

豊中市立図書館資料利用制限に関する要綱

(目的)

第1条 図書館規則（昭和25年豊中市規則第12号）第15条第7号に基づき、読書振興課長が特に指定した貸出しを行わない図書館資料（以下「制限資料」という。）の利用制限について必要な事項を定め、必要最低限の閲覧制限をすることにより、市民の適正な利用をはかることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の利用制限に関する基本方針は次のとおりとする。

2 市民の学習権と知る自由を保障するとともに、市民の自主性を尊重して人権に対する意識の高揚に努め、資料の収集・提供にあたり関係者の人権またはプライバシーの侵害を招くことのないよう十分な配慮を行うものとする。

(利用を制限する資料)

第3条 制限資料は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、読書振興課長が利用制限を認めたものとする。

- (1) 人名又は地名等の特定により関係者の人権又はプライバシーを侵害する情報の記載された資料
- (2) わいせつ出版物であると判決により確定した資料
- (3) 稀観書又は再入手が困難で、保存上利用制限の必要な資料
- (4) 一定期間の利用制限又は非公開を前提に、寄贈又は寄託された資料
- (5) 過去の時代の史料となる出版を前提としない文書・記録（以下「古文書・古記録」という）のうち、前号までのいずれかに該当しない資料
- (6) その他読書振興課長が特に必要と認めた資料

2 前項各号に規定する制限資料は、原則、禁帶出とし、閉架で保管する。

(利用制限の種類及び利用の承認)

第4条 制限資料の利用制限の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 制限資料を利用しようとする者に「豊中市立図書館利用制限資料利用承認申込書（様式第1号）」の提出及び住所・氏名等が確認できる身分証明書等の提示（以下「申請手続き等」という。）を求め、人権尊重の視点に立つ調査・研究の場合に限り閲覧を認めるが、指定部分の複写及び館外貸出は認めないもの
- (2) 申請手続き等を求め、調査・研究に必要な場合に限り閲覧・複写・館外貸出を認めるもの
- (3) 制限資料を利用しようとする者に対し、制限の内容について口頭又は文書により説明（以下「制限説明」という。）するもの
- (4) 制限説明するとともに、人権尊重の視点に立つ調査・研究の場合に限り閲覧・複写・館外貸出を認めるもの

2 制限資料を利用しようとする者は、当該資料を所蔵する図書館長の承認を受けなければならない。

3 古文書・古記録の承認については、「豊中市古文書資料の公開基準」を準用する。

(利用方法及び場所の指定)

第5条 前条第2項の承認を得た制限資料は、所蔵する図書館長から指定された方法及び場所で利用しなければならない。

(利用制限の解除)

第6条 制限資料の利用制限の事由が解消したときは、読書振興課長は、すみやかにその

利用制限を解除するものとする。

(検討委員会)

第7条 新たな資料の利用制限及び制限解除に際し必要な事項を検討するため、豊中市立図書館人権問題対策委員会（以下「人権問題対策委員会」という。）を設置する。

2 人権問題対策委員会の設置及び運営について必要な事項は、読書振興課長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の利用制限に関し必要な事項は、読書振興課長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年（2024年）12月1日から施行する。

様式第1号

豊中市立図書館利用制限資料
利用承認申込書

年 月 日

豊中市立 図書館長様

申込者氏名			
申込者住所	電話 - -		
申込者勤務先	電話 - -		
利用目的			

下記の事項を守り、制限資料の閲覧承認を願いたく申込みます。

1. 係員の指示に従い、指定された場所で閲覧します。
2. 閲覧目的以外の利用はしません。

請求記号	書名	著者名	出版社名

図書館記載事項

* 住所等確認欄 濟

* 制限事由

- 1 要綱第3条1項1号 人権またはプライバシーの侵害
- 2 要綱第3条1項2号 わいせつ出版物（判決）
- 3 要綱第3条1項3号 稀観書、入手困難な資料
- 4 要綱第3条1項4号 条件付き寄贈・寄託資料
- 5 要綱第3条1項5号 古文書・古記録（1号・3号以外）
- 6 要綱第3条1項6号 特別制限資料

* 承認範囲

- 1 閲覧（範囲）
- 2 複写（範囲）
- 3 貸出（期間） 年 月 日 ~ 年 月 日)